

拠出金・基金
の名称

国連薬物犯罪事務所拠出金

種 別

イヤマークのみ 一部イヤマーク

【拠出先の国際機関名】国連薬物犯罪事務所(UNODC)

【所管官庁担当局課・室名】法務省法務総合研究所総務課

【当該任意拠出金の目的・用途等】

東南アジア地域における刑事司法機能の強化としての検察能力の強化等

【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成28年度	29,856千円	249千ドル		1米ドル=120円	100%
平成27年度				1米ドル=110円	
平成26年度				1米ドル= 97円	

【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

1 国連薬物犯罪事務所(以下「UNODC」という。)は、犯罪対策を包括的に扱う唯一の国連機関であり、UNODC東南アジア太洋州地域事務所においては、プログラムの柱の一つとして、「刑事司法機能の強化」(sub-programme4)に取り組んでいる。公正・公平な刑事司法システムの実現・強化には、検察のキャパシティビルディングが不可欠であることから、同事務所は、上記プログラムに関し、検察能力の強化を目標(outcome)の一つとして掲げている。このうち、特に、東南アジア地域における児童の性的搾取が世界的な問題と認識される中、刑事司法関係者の研修等を通じて児童に対する性犯罪の取締りを強化することが喫緊の課題であることから、同事務所は、本拠出により創設されたP4ポストへの我が国検事の派遣を受け、これに関する研修やワークショップ等を実施し、検察能力強化の成果を挙げている。

2 我が国は、UNODCとの間で平成25年に共同行動計画を策定し、同計画にも、東南アジア地域における支援の協力強化が明記されているほか、邦人職員数の増加が協力分野として明記されている。さらに、東南アジア地域における検察能力強化の取組は、公正・公平な刑事司法システムの実現・強化に資するものであるため、本拠出を継続し、東南アジア地域における刑事司法システムの強化を図っていく必要がある。

3 UNODCとドナーの間には定期的な対話の機会が設けられていると共に、予算・事業の合理化のための改革努力が丁寧に進められている(上記共同行動計画中には、「日本の拠出金によるプロジェクトのビジビリティとパブリシティの向上」が明記されると共に、「効果的な事業の実施、効率的なモニタリングと報告を通じて、日本の拠出による事業の実施結果を伝達する努力を継続」し、「UNODCのガバナンス及び財政状況の改善について」「すべての適切な場を通じ、協力する」こととされている。)

【備考】